

告 示

埼玉県告示第五百十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十七年九月二十七日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十七年十月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十七年十一月二十九日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十七年九月二日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成二十七年十月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十七年十一月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ (特管物研修を含む場合)
業務従事者の講習の受講料

八千円)
四千五百円